

青山剛昌ふるさと館新築工事（建築一般）について、下記のとおり特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で施工するので、参加する意思のある企業は、共同企業体を自主結成のうえに参加すること。

なお、共同企業体名は「青山剛昌ふるさと館新築工事（建築一般） 企業名・企業名 特定建設工事共同企業体」とする。

令和7年7月15日

北栄町長 手嶋 俊樹

記

1 工事の概要

- (1) 工事名称 青山剛昌ふるさと館新築工事（建築一般）
- (2) 工事場所 東伯郡北栄町由良宿1293他15筆
- (3) 工事概要
 - （本館）鉄骨造2階建て 延べ床面積 2,998.77㎡
 - （駐輪場）鉄骨造平屋建て 延べ床面積 66㎡
 - （車いす駐車場）鉄骨造平屋建て 延べ床面積 98㎡
- (4) 工 種 建築一般
- (5) 工 期 入札後、直近の議会の議決日の翌日から令和8年11月30日
- (6) 予定価格 1,315,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (7) 設計業務受託者 株式会社 白兎設計事務所
鳥取県鳥取市西町二丁目123番地
- (8) そ の 他
 - ア 本件工事に係る契約については、北栄町議会の議決を要する。
 - イ 工事場所内で実施する同工事（機械設備）、同工事（電気設備）、別途工事（展示ディスプレイ）、別途工事（造成外構）（以上、北栄町発注）と協調を図り実施するものとする。
 - ウ 入札時積算数量書活用方式対象工事であり、実施方法等は「鳥取県営繕工事における入札時積算数量書活用方式試行要領」による。
 - エ 本工事は営繕工事における週休2日促進工事の対象外とするが、現場作業員が週休2日を確保できるよう努めること。

2 工事の入札方式

特定建設工事共同企業体による制限付一般競争入札

3 入札参加条件

(1) 共同企業体に関する事項

- ア 倉吉市又は東伯郡内に本店を有し、かつ、鳥取県建設工事競争参加資格者名簿に記載されている建築一般A級を有する者及び北栄町内に本店を有し、かつ、鳥取県建設工事競争参加資格

者名簿に記載されている建築一般B級以上を有する者により自主的に結成されたものであること。

イ 構成員は、2名又は3名とする。

ウ 各構成員の出資比率は、2名の場合は30%以上、3名の場合は20%以上とする。

エ 代表者は、建築一般A級を有する者とする。なお、その出資比率が異なる場合は、当該比率の大きい者を代表者とする。

オ それぞれの構成員が本件入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者に関する事項

次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、監理技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 法人の常勤の役員、個人事業主、又は直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出日以前の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 建築工事業に係る監理技術者資格を有する1級建築士又は1級建築施工管理技士であること。

(3) 共同企業体の代表者以外に関する事項

次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中、主任技術者として専任で配置することができる者を有すること。

ア 法人の常勤の役員、個人事業主、又は直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料等の提出日以前の3月以上前から継続しているものをいう。）にある者であること。

イ 建築工事業に係る主任技術者となることができる資格を有する者であること。

(4) 共同企業体構成員全てに関する事項

ア 建築工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

イ 本町に入札参加資格審査申請書（指名願）を提出し、5（1）アに示す期限までに受理された者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

エ 入札参加申込時点において、北栄町建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（平成17年訓令第28号）の規定による指名停止を受けている者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されている者でないこと。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

4 共同企業体の有効期間

当該工事の入札の結果、町が契約を締結した共同企業体を除き、当該契約が締結された日をもって終了するものとする。

5 入札参加手続き

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の受付

ア 受付期間 令和7年7月30日(水) 午後5時必着

イ 提出先 〒689-2292 東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町役場 観光交流課 観光戦略室

ウ 提出方法 持参又は郵送

(2) 質問書の受付

ア 受付期間 令和7年7月29日(火) 午後5時必着

イ 提出先 5(1)イに同じ

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メール(kouryu@e-hokuei.net)

(3) 質問書への回答

ア 回答期限 令和7年8月1日(金)

イ 回答方法 町ホームページ(<https://www.e-hokuei.net/12539.htm>、以下「ホームページ」という。)にて、受け付けたものから随時回答する。

6 入札に関する書類の閲覧場所 5(1)イに同じ

閲覧図書のデータ提供を希望する場合は、CD-Rを持参すること。

7 入札日時及び場所

(1) 日 時 令和7年8月7日(木) 午前9時 即時開札

(2) 場 所 北栄町役場大栄庁舎 3階 第1委員会室

8 入札保証金に関する事項 入札保証金 免除

9 現場説明の日時及び場所 行わない

10 その他必要な事項

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書には、入札の根拠となる積算内訳書を添付すること。なお、積算内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。

(3) 入札終了後、落札者は非課税事業者又は免税事業者である場合に限り、その旨を明記した届出書を提出すること。

(4) 代理人をして入札させようとするときは、必ず委任状を提出すること。

(5) 請負代金の額が100万円以上の工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。

一、契約保証金の納付

二、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

三、銀行もしくは町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四、公共工事履行保証証券による保証

五、履行保証保険契約の締結

（6）開札前天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（7）入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（別記）入札条件

- 1 入札者は、いったん提出した入札書の書換、引換又は撤回をすることはできない。
- 2 入札者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額はこれを改めることができない。
- 3 次に掲げる入札は無効とする
 - （1）入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札
 - （2）郵便による入札
 - （3）他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の入札者の代理をした者の入札
 - （4）委任状を持参しない代理人のした入札
 - （5）記名押印のない入札
 - （6）金額数字の不鮮明な入札
- 4 再度入札において、前回の最低入札金額（最低制限価格未満の入札金額を除く。）以上の入札金額で応札したものは失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。
- 5 この通知を受けたものは、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - （1）入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - （2）入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退することを明記した書面を提出すること。